

## 令和6年4月 湖南省定例教育委員会会議録

1. 開催日時 令和6年4月22日（月） 午後2時00分から午後3時08分

2. 開催場所 湖南省役所西庁舎 2階 教育委員会室

3. 会議に出席した委員

松 浦 加代子  
伊 藤 真 昭  
岩 城 見 一  
古 川 美智子  
平 松 彩

4. 会議に欠席した委員

なし

5. 会議に出席した事務局職員

7人

6. 会議を傍聴した人

なし

7. 会議案件

日程第1 報告第26号

湖南省教育委員会の経過報告について

日程第2 報告第27号

後援名義の使用承諾について

○第62回滋賀県スポーツ祭典軟式野球大会

○第30回日本シニアソフトボール滋賀・湖南大会

第29回日本ハイシニアソフトボール滋賀・湖南大会

○一日体験サッカー教室

日程第3 報告第28号

市内児童生徒の問題行動について

日程第4 報告第29号

市内児童生徒の交通事故について

日程第5 報告第30号

楽しくて力のつく湖南省教育について  
～菊池省三先生と共に進める授業改善～

日程第6 報告第31号

令和6年度市内小中学校運動会・体育祭の予定について

日程第7 報告第32号

令和5年度要保護・準要保護就学援助費の受給認定および実績について

日程第8 報告第33号

令和6年度湖南省立図書館の休館日の変更について

日程第9 議案第18号

後援名義の使用承諾について  
○奥川雅也サッカー教室

日程第10 議案第19号

湖南省教育委員会公印の押印省略に関する取扱要領の一部を改正する要綱の  
制定について

日程第11 議案第20号

湖南省就学指定校変更及び区域外就学取扱要綱の一部を改正する要綱につい  
て

日程第12 議案第21号

湖南省子育てサポーター設置要綱を廃止する要綱について

日程第13号 協議事項

(1) 令和6年6月定例教育委員会の開催日程について

会議の開会 午後2時00分

事務局

ただいまより令和6年4月定例教育委員会を開催します。  
それでは、会議に先立ちまして市民憲章の唱和を行いますので、ご起  
立ください。

各委員

(市民憲章 唱和)

事務局

ありがとうございました。ご着席ください。  
それでは議事に進みます。  
教育長、よろしく申し上げます。

教育長

それでは私の挨拶、それから報告も兼ねて進めたいと思います。  
本日、学校教育課長が教科書採択に関わる会議が急遽入りましたので、2時半に退席をする関係で、報告事項等、順番を変えさせていただきます。  
資料2ページ、3ページをご覧ください。この間の報告をさせていただきます。  
令和6年度が始まり、4月1日には初任者への辞令交付ということで、大変力強い一言ずつを頂きまして始まりました。  
4月5日、さくら教室の開級式がございました。  
4月8日、甲賀警察のほうに出向きまして挨拶をさせていただいております。学校警察連携制度ということで、今年度もよろしく願いしたいということを伝えてきました。  
4月11日、校長会がございました。そこでは資料の4ページを基に、お話をさせていただきました。年度初めの指示ということで、ここには書いていないことではありますが、校長会に、大体三十代後半の指導主事、ずいぶん若い世代が学校教育課の事務局に入っています。ですので、校長会に指導主事等を同席させることが一番の次世代管理職育成といえますか、そういったところの勉強になるということで、同席をさせますということを伝えておきました。  
そして、本年度も校長、教頭どちらかが、全ての学校で異動がございました。やはり湖南市内の学校のよさ、「前の学校ではこうしていた、これならできそうやな」ということはどんどん広げてほしいということでお伝えをしました。  
また、学校の中では教頭が一番の業務量ですので、「この仕事は前の学校では教頭がしていた、校長ではないということではなく、どんどん校長が教頭の仕事、本当にささいな事務でもいいですので、取って行ってやってほしい」ということをお伝えしました。  
そして、校長が自ら輝こうという考えではなく、やはり校長としては自校の教職員を輝かせるという強い気持ちを持つと、結果として子どもたちが輝く存在になりますし、本当に校長が笑顔でいられるということになりますので、何とか教職員に花を持たせるといいますか、そういう

ところで頑張っていたきたいという話をさせていただきました。

そして、人事評価という制度は、校長にしかできない仕事です。そしてまた人事のことにつきましても校長にしかできない仕事ですので、できる限り教室へ足を運んで、先生方のお一人お一人の姿勢、そして言葉、表情、そういったものを感じ取ってほしいということを伝えました。どうしても校長室へ来て、「校長先生、話を聞いてください」という一部の先生の話だけで判断をしないようにということでもあります。

そして学校運営協議会ですが、単なるボランティアの方々を集めるための会ではなく、学校をどんな学校にしていきたいのかというすり合わせ、そのところを改めて大事にしてほしいという指示をさせていただきました。

資料5ページをご覧ください。

働き方改革ポリシーということで、ここはまたご覧いただきたいと思えます。今年度も、校長笑顔率世界一を目指して各学校、取組をしていただきます。校長が掲げる一点突破、このところは校長自身の人事評価の目標シートで書かれてきますので、埋めていきたいと思えます。

校長会で話をしたこととは、別の話を教頭会ではさせていただきました。とにかく教頭については校長が適切に判断をできる情報を、できる限り渡してほしいということです。校長は判断をし、決定をしますので、その情報がないと、「どうなってんねん」や「聞いてない」ということのないように、教頭ができる限り情報を渡してほしいということを言いました。

職員会議や打合せでは、できる限り校長が何も言わなくても、「教頭が言ったとおりです」と言って終われるぐらい校長の意を酌んで発言をしておいてほしいという指示をさせていただきました。

あと1点あります。担当者任せは禁物であるということです。もう1つは命に関わること、これについてはとにかくしっかり気を張っておいてほしいということです。AEDの使用や、アレルギーに対する共通理解も4月の初めにしますが、学校はどうしても救急車の必要なときに呼ぶのが遅いという指摘を受けています。

といたしますのは、「保健の先生に相談して」や、「校長・教頭に言わな」というのがあります。しかし、一刻を争う、息をしてない、倒れている時には、自分で携帯を持っていたらすぐに救急車を呼ぶか、あるいはすぐに職員室へ電話をかけて、「とにかく救急車を呼んでください」ということが言えるようにしてほしいです。そこは改めて確認をさせてもらいました。

そういったことを校長会、教頭会で指示をして、とにかく自分の学校を、方針は示してありますが、校長先生が思う学校にしていってほしい

ということを話をさせていただきました。

これが今の期間の取組であります。

ここで1つご相談です。夏休みの学校閉庁日を定めておきたいと思えます。昨年度並みに8月9日金曜日から8月16日金曜日を学校閉庁としますと、8月18の日曜日まで10連休ということになります。この長さは昨年度と同じ長さでありますので、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員 — 全員異議なし —

教育長 では、そのようにそのようにさせていただきます。  
経過報告については以上ですが、何かございましたらお願いします。  
委員、どうぞ。

委員 先ほどの救急車の話ですが、そこで教育長が、携帯を持っていたらすぐ、連絡するとおっしゃられましたが、先生は教室に携帯を持っていかれているということですか。

教育長 基本は勤務中ですので、携帯は触りません。ただ、命が関わっているときに、携帯をもし持っていたらということですよ。

委員 もし持っていたらということですね。

教育長 はい。ですが、基本は「救急車を呼んでください」と大きな声を出して廊下に出るなどしてほしいです。「校長先生に相談してください」ではなくて、「救急車を呼んでください」というのが一番大事な事かなと思っています。  
委員、どうぞ。

委員 教室に、職員室につながる内線は全部の学校にあるのですか。

教育長 教育総務課長、お願いします。

課長 最近改築したところは、PHSを教員全て持っていますので、すぐに  
(教育総務課) 職員室や先生同士の連絡が取れますが、古くからのところはまだそういった整備ができていませんので、どうしても今教育長がおっしゃったように、声を上げて「救急車を呼んでください」という話になるのかなと思っています。

委員 三雲小学校は、けんかがあると、結構職員室の先生を内線で呼び出して  
います。

課長 一部は、そうですね、教室などにはついてないですね。

委員 教室ではなく、廊下に1台という感じなのですか。

教育長 三雲小学校は、教室ですね。

課長 教室でありますよね。

委員 教室にあるのですね。わかりました。

教育長 よろしいでしょうか。  
それでは、承認することについてよろしいですか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 報告第26号について、承認することといたします。  
それでは、報告に移らせていただきます。また経過報告の中で何かお  
気づきになったことは、後ほどでも構いません。  
先に、日程第3報告第28号、市内児童生徒の問題行動について、日程  
第4報告第29号、市内児童生徒の交通事故について、学校教育課から説  
明をお願いします。

課長 【非公開】

教育長 それでは、承認することについてよろしいですか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 報告第28号、報告第29号について、承認することといたします。  
そしたら、課長、ここで。  
では、順番を戻したいと思います。  
日程第2報告第27号、後援名義の使用承諾について、教育総務課から  
説明をお願いします。

課長

- (1) 名称 第62回滋賀県スポーツ祭典軟式野球大会（後援）  
主催 滋賀県スポーツ祭典実行委員会  
期日 令和6年4月14日～6月2日  
会場 近江八幡市安土アリーナ、皇子山第一グラウンド  
趣旨 趣味の野球を通じて、職場の仲間づくり盛り上げ、健康を守り、福利厚生と交流を深める。
- (2) 名称 第30回日本シニアソフトボールファイナル滋賀・湖南大会  
第29回日本ハイシニアソフトボールファイナル滋賀・湖南大会（後援）  
主催 日本シニアソフトボール連盟  
期日 令和6年8月24日～26日  
会場 野洲川親水公園多目的グラウンド  
趣旨 高齢化が進む日本の中で、生きがいと健康な生活を願い、全国の高齢者にソフトボール競技への参加を呼びかけ、その普及と発展に努め、併せて交流と連帯の輪を広げる。
- (3) 名称 一日体験サッカー教室  
主催 NPO法人アミティエスポーツクラブ  
期日 令和6年5月6日・13日・20日  
会場 サンビレッジ甲西多目的グラウンド  
趣旨 指導者派遣事業の一環でボランティアスクールを実施しており、健全育成、地域貢献、スポーツ普及を目的とする。

教育長

これらのことについては以前にも承諾をしておりますので、引き続きということですが。特にソフトボールは、昨年度の挨拶で「来年度を最後に」とおっしゃっていただきましたので、今年度が最終だということですが。

委員

参加者が減ってきたのでしょうか。

教育長

運営される方もどんどん高齢化されているのでということだそうですね。  
それでは、承認することについてよろしいですか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長

報告第27号について、承認することといたします。  
続きまして、日程第5報告第30号、楽しくて力のつく湖南市教育につ

いて～菊池省三先生と共に進める授業改善～ということで、これは私のほうから説明をさせていただきます。

資料39ページをご覧ください。

既に校長会で、学ぶ力向上担当から説明をさせていただいています。重点については小中連携、小学校でやっていることを中学校の先生が知る、中学校でやっていることを小学校の先生が知るということで、この連携をしっかりとやることと、学ぶ場の空気感ですね、これを菊池省三先生から学ばせていただいて授業改善をしていこうということでもあります。

子どもの学びづくり向上委員会ということで、中学校区の管理職と、学ぶ力向上の担当が、中学校区ごとに集まりまして、どういう姿を目指していくのか、どういう集まりをしようかという計画を明日、会議で立てることになっています。

40ページ、41ページ、43ページまでは、各中学校区がそれぞれ2月に、来年度こういう姿を目指していこうということで決めていることでもあります。どの中学校区も年に一回以上は全ての先生が集まって、授業を見たりし合って進めております。

44ページにつきましては、令和6年度確実に浸透させたいこと、教室の空気感、安心、楽しい、成長、満足ということでもあります。これについては教職員の集団も同じことです。子どもたちも安心、楽しい、成長、満足と、先生方の働く職場もこのこと、この空気感をつくっていききたいなど、そんなふう考えております。

ICTの活用推進委員会ということで、昨年度、それから一昨年度、1人1台タブレットの活用がだいぶ進んではきましたけれども、とはいえ、やはり得意な先生と不得意な先生がおられます。そしてまた授業の中で使うということとは別に、校務支援ということでの使い方、この両輪をやっていく必要がありますので、どんな活用をするのか、それは推進委員会で情報共有をしております。そして、ICTを使った授業をどんな授業づくりをするのかということで、これは各学校から手を挙げた先生がこの推進ワーキンググループで授業の模範というのか、そういったことを示してくれています。

46ページについては今後の予定です。各中学校区に1回ずつ菊池先生に来ていただいて、授業を見ていただいたり、師範授業をしていただいたり、各中学校区の協議をアドバイスしていただいたりします。

そして、学ぶ力向上策を各学校から求めていますので、今後またそろいましたら、教育委員の皆様にもご覧いただこうと考えております。

一応菊池先生のアドバイスを頂けるのは、現時点では、これで5年目ですので、今年度が最終かなとは思っています。ただ、今後どうするか

というのは、今の時点ではまだ何も考えていません。

よろしいでしょうか。またおいおい報告はさせていただきます。  
質疑もないようですので、承認することについてよろしいですか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長

報告第30号について、承認することといたします。

続きまして、日程第6報告第31号、令和6年度市内小中学校運動会・  
体育祭の予定について、資料51ページをご覧ください。

今のところの予定はこのようになっております。市の20周年記念式典  
の日は避けるようにということで、それは避けてあります。

またご案内させていただきます。ご都合がつけばお客様でお越しくだ  
さいというご案内の仕方ですので、よろしく願います。

質疑もないようですので、承認することについてよろしいですか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長

報告第31号について、承認することといたします。

続きまして、日程第7報告第32号、令和5年度要保護・準要保護就学  
援助費の受給認定および実績について、教育支援課から説明をお願いします。

課長

【非公開】

(教育支援課)

教育長

質疑もないようですので、承認することについてよろしいですか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長

報告第32号について、承認することといたします。

続きまして、日程第8報告第33号、令和6年度湖南省立図書館の休館  
日の変更について、図書館から説明をお願いします。

管理監

資料56ページをご覧ください。

令和6年度の湖南省立図書館の休館日につきましては、3月22日の定  
例教育委員会で承認を頂いているところですが、1点変更がございます  
のでよろしくお願いします。

変更点は、2の甲西図書館(3)特別整理期間の周期でございます。  
3月のときには6月4日火曜日までとなっておりますが、蔵書整理に

時間を要することがわかりましたので3日間延長しまして、定例の休館日と合わせて12日間の休館とさせていただきたいと考えております。

なお、湖南省立図書館の管理運営に関する規則の第4条第5項では、特別図書整理期間は年間15日以内という定めがございます。

教育長

このことについては図書の整理、それから甲西図書館のリニューアルについては、定例教育委員会でもお伝えしておりますので、そういったことも併せてちょっと長めに休みを頂きたいと思います。

質疑もないようですので、承認することについてよろしいですか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長

報告第33号について、承認することといたします。

続きまして、日程第9議案第18号、後援名義の使用承諾について、奥川雅也サッカー交流会ということで、私のほうから、59ページをご覧ください。

(1) 名称 奥川雅也サッカー交流会

主催 奥川雅也

期日 令和6年6月16日

会場 石部小学校

趣旨 奥川雅也が海外で培った経験やチームで行っている練習メニューなどを地元の子どもたちに還元し、子どもたちにもっとサッカーを好きになってもらう。

子どもたちに係る費用は無料でありますので、内容についてはよいかなど思っていますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

委員

これはどこから費用が出るのでしょうか。後援会ですかね。

教育長

資料63ページを見ていただきますと、協賛ですね。ですので、会費として集めるということではなく、このプロサッカー選手を応援している企業や、そういったところが応援をしてくださっているというふうに聞いております。ぜひ芝生のグラウンドでやっていただければと思います。

委員

タイトルが第1回と書いていますけども、これからも継続してやっていくのでしょうか。

教育長 してもらえるとありがたいですね。ただ、なんといっても現在、プロサッカー一選手ですので、帰ってこられたときに合わせてということ聞いています。

よろしいですか。

それでは、審議結果につきましては異議なしと認め、議案第18号につきまして審議結果を可決することによりよろしいでしょうか。

各委員 — 全員異議なし —

教育長 異議なしと認め、議案第18号の審議結果を可決いたします。

続きまして、日程第10議案第19号、湖南省教育委員会公印の押印省略に関する取扱要領の一部を改正する要領の制定について、教育総務課から説明をお願いします。

課長 資料67ページをご覧ください。

改定理由としましては2点ございます。1点目が、市長部局の湖南省事務処理規定の改定に伴い、この規定から引用している箇所に条項の移動が生じるため、いわゆる条ずれが生じるために必要な箇所の改正を行うものです。

2点目は、公印の押印省略の手順に関して、法令等の規定により公印の押印が不要とされている文書については、その手順を適用除外するための改正です。

具体的な改正案としましては、資料70ページをご覧ください。

新旧対照表になります。1点目、第3条の2行目、第13条を第14条に、いわゆる条ずれを修正します。

2点目、第3条第2項を追記し、法令等の規定により公印の押印が不要とされている文書については、その手順を適用除外しますということを追記します。

教育長 条ずれと、そしてまた公印の押印を省略するということです。

質疑もないようですので、審議結果につきましては異議なしと認め、議案第19号につきまして審議結果を可決することによりよろしいでしょうか。

各委員 — 全員異議なし —

教育長 異議なしと認め、議案第19号の審議結果を可決いたします。

続きまして、日程第11議案第20号、湖南省就学指定校変更及び区域外

就学取扱要綱の一部を改正する要綱について、教育支援課から説明をお願いします。

課長

現在、湖南省就学指定校変更及び区域外就学取扱要綱に基づき、指定校以外の学校に就学することを認めております。市内小中学校においては、湖南省立学校の管理運営に関する規則第2条の1及び2の規定に基づき、各校の学期を決めて学校運営が行われていますが、3学期制と2学期制の学校が混在しており、指定校変更や区域外就学の決定を行う際に、許可期限を学期末で区切りとした運用をすることで支障が出てきており、許可期限を学年末に変更を行います。

許可事項、両親共働き、独り親家庭等の要件に、帰宅時に保護者の在宅の有無について配慮が必要な年齢を検討し、中学生は対象としないこととし、小学6年生までの児童として修正を加えます。

また、許可事項の両親共働き、独り親家庭等及び新築・改築・転居予定の申請時の添付書類について、現状提出を求めている書類に合うように具体例を追加しています。

今まで教育的配慮の中の家庭的な事情に含めて、兄弟姉妹が指定校変更などを行っている場合、同一校への就学を許可していた要件について、許可要件がわかりにくいため、新たに兄弟姉妹関係による許可事項として要件を追加します。

また、令和3年10月1日、湖南省教育委員会規則等で定める申請時などにおける押印の特例に関する規則や施行により、申請などにおける押印の義務づけが廃止されており、現在の要綱にある様式の押印欄について修正をいたします。

教育長

特に市内の指定校変更については、現状認めている条件といたしますか、そういうことを実際にここに盛り込んだという理解です。例えば兄弟姉妹も一緒に認めようというのは以前も、今もありますので、そういった現状に合わせてはっきりと書いてございます。

内容はよろしいでしょうか。

委員、どうぞ。

委員

Cの独り親家庭等の要件に、在宅などについて配慮が必要な年齢を検討して、小学校6年生までとして修正を加えますということは、1個前は中学生もいけていたということですね。

教育長

Cの両親共働きまたは独り親で、帰宅時に保護者またはそれに代わる家族のいない小学校6年生までの児童としており、これまでは中学校も

書いていたけれど、実際中学生はそこをそんな配慮をしていません。

課長 具体的に中学生という表示はしておらず、旧の規定では、両親共働きまたは独り親で、帰宅時に保護者またはそれに代わる家族のいないとき（両親が店舗経営等をしている場合も含む）という形に、抽象的な書き方でしたので、そこを具体的に、小学校6年生までの児童というのを新たに追記させていただいております。

教育長 実際中学生は、そこはあまり配慮といいますか不要だというところで、実際に合わせた形になっています。

委員 今まで上の子どもは別の地元ではない小学校へ行っていて、またみんなが同じように中学校持ち上がりになるなら、自分は持ち上がれないというのはかわいそうだと思っています。ですが、事情は事情なので、わかりました。

教育長 それでは指定校変更、そして区域外就学については、この要綱に基づいてしっかりと協議をしながら、保護者がおっしゃったから「はい、わかりました」ではなくて、協議をして進めていくということで共通理解をしておきたいと思います。

それでは、審議結果につきましては異議なしと認め、議案第20号につきまして審議結果を可決することよろしいでしょうか。

各委員 — 全員異議なし —

教育長 異議なしと認め、議案第20号の審議結果を可決いたします。  
続きまして、日程第12議案第21号、湖南省子育てサポーター設置要綱を廃止する要綱について、教育支援課から説明をお願いします。

課長 こちらにつきましては子育てサポーターに関する事務をこども未来応援部のほうに所管替えをしたことによりまして、こちらの要綱を廃止するものでございます。

教育長 これは所管替えです。  
戻りますけれども、公印の押印省略というところで、学校教育課のほうにも学校運営管理規則で結構様式に公印が残っていますので、また次回以降それについて、議案に載せてもらえるようお願いをしておきた

いと思います。

質疑もないようですので、審議結果につきましては異議なしと認め、議案第21号につきましては審議結果を可決することによりよろしいでしょうか。

各委員

— 全員異議なし —

教育長

異議なしと認め、議案第21号の審議結果を可決いたします。

報告、それから議事については以上ですが、ここまでのことで何かございませんでしょうか。

それでは、事務局にお返ししますので、お願いします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、6番、その他です。1番目、6月の教育委員会の開催日時を協議いたします。

— 協議の結果、6月26日水曜日 午後2時開会に決定 —

その他、2に行かせていただきます。

教育総務課からです。第3期教育振興プランと令和6年度教育事務評価の重点項目についてということで、本日お配りさせていただきました資料、第3期湖南省教育振興プランについてをご覧ください。

第2期湖南省教育振興プランが令和6年度をもって計画期間を終了することから、第3期湖南省教育振興プランの策定に向けて今年度取り組んでいきます。現行のプランを引き継ぎながら、本市の教育の進むべき方向や理念、教育施策の基本方針、主な施策、目標を示していきたいと考えております。

計画期間は7年から11年、5年間です。

計画の構成ですが、現行のプランと同様に第1章から第4章までの構成で、第1章はプランの背景や趣旨について、第2章は湖南省教育の状況について、ここでは現行プランに記載のなかった将来人口推計も示していきたいと思っています。第3章は教育大綱、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき記載する部分で、本市の教育の進むべき方向や理念などになります。第4章は教育振興基本計画で、これは教育基本法に基づき記載する部分で、主な施策や目標となります。

このように、教育大綱と教育振興基本計画を一体的に示すプランを作成していきたいと考えております。

最後に、策定スケジュールでございますが、教育部の各課から1名ないし2名選出していただいた作業部会を中心に取り組んでいく予定です。第1回の作業部会を4月25日に開催することを皮切りに、10月まで

4 回程度の作業部会を開催していきます。12月には計画の素案も策定し、パブリックコメントを3月定例議会で上程していく予定でございます。

教育委員の皆様には適宜進捗状況を報告し、ご意見を伺いたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に、令和6年度湖南省教育委員会事業評価重点事業の選定についてという資料をご覧ください。

昨年度も同様にさせていただきましたが、今年度も事業評価委員会で評価をしていただく重点事業を選定するに当たり、皆様にご意見をお伺いするものでございます。令和5年度の湖南省事業評価シートをお配りしております。資料ナンバー1から58までありますので、この中から選定をお願いしたいと思っています。また裏面には、過去4年間の重点事業を記載させていただいておりますので、選定の参考にしていただきたいと思います。

次回の総合教育会議で、令和5年度の事業評価最終報告と令和6年度の選定された重点事業の報告をさせていただく予定をしております。

その他の2番は以上になります。

本日の議題は全て終了しました。ありがとうございました。

これで令和6年4月の定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後3時08分